様式第３３号（第２１条関係）

文書番号

　　　年　月　日

えびの市情報公開・個人情報保護審査会　様

（実施機関）　　　印

諮　　問　　書

　個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 1　審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 2　審査請求に係る開示決定等  （開示決定等の種類）  　□開示決定  　□一部開示決定  　（該当不開示条項）  □不開示決定  　　（該当不開示条項） | （1）　開示決定等の日付、記号番号  （2）　開示決定等をした者  （3）　開示決定等の概要 |
| 3　審査請求 | （1）　審査請求日  （2）　審査請求人  （3）　審査請求の趣旨 |
| 4　諮問の理由 |  |
| 5　参加人等 |  |
| 6　添付書類等 | ①　保有個人情報開示請求書（写し）  ②　保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し）  ③　審査請求書（写し）  ④　理由説明書  ⑤　開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等（写し）  ⑥　その他参考資料 |
| 7　諮問庁担当課  　 電話番号 |  |

（注1）　2の「（開示決定等の種類）」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在）を記載すること。

（注2）　4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注3）　6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。